

聖監告示第 4 号

地方自治法第199条第5項の規定により、財務監査を行った結果は次のとおりであるので、同条第9項の規定によりこれを公表する。

令和5年12月4日

聖籠町監査委員 小林 勝治

財務監査（備品監査）結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、聖籠町監査基準（令和2年4月1日監委訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第5項の規定に基づく財務監査（備品監査）

3 監査の対象

山倉地区多目的屋内運動場（社会教育課）
蓮野地区多目的屋内運動場（社会教育課）
亀代地区多目的屋内運動場（社会教育課）

4 監査の着眼点

- （1）備品台帳が正確に整理され、備品の管理が適正に行われているか。
- （2）備品として購入されたものが有効に使用されているか。

5 監査の実施内容

事前に提出された備品台帳に基づき、社会教育課職員の立ち合いのもと、各対象施設で備品の現況を確認して実施した。

6 監査の実施場所及び日程

- （1）実施場所 山倉地区多目的屋内運動場
蓮野地区多目的屋内運動場
亀代地区多目的屋内運動場
- （2）監査期日 令和5年11月13日（月）

7 監査の結果

監査対象の全ての施設において、次の不適切な事項が多く検出された。

- (1) 既に廃棄したと認められる備品にもかかわらず、備品台帳に登載されていた。
- (2) 備品が存在するにもかかわらず、備品台帳に登載されていなかった。
- (3) 備品に整理標識が貼付されていないものや旧整理標識が貼付されていたものがあった。
- (4) 社会教育課管理の他施設から借用したものと認められる備品があった。

備品の管理については、聖籠町財務規則（平成3年3月26日規則第3号）第2節物品（第233条以下）により、物品管理者である所管課長が当該規則に基づいて管理することになっているが、上記の事実から適正な状況ではなかった。

今後、備品を適正に管理するため、備品と備品台帳、整理標識を照合し突合せの上、次の事項を早急に整備されたい。

- ア 備品台帳を適正なものに整理すること
- イ 年に1回以上、備品台帳と備品の照合確認を行うこと
- ウ 備品台帳に保管場所を加えること
- エ 備品台帳に最終確認日を明記すること

なお、備品として購入されたものは概ね有効に使用されているものと認められた。

以上